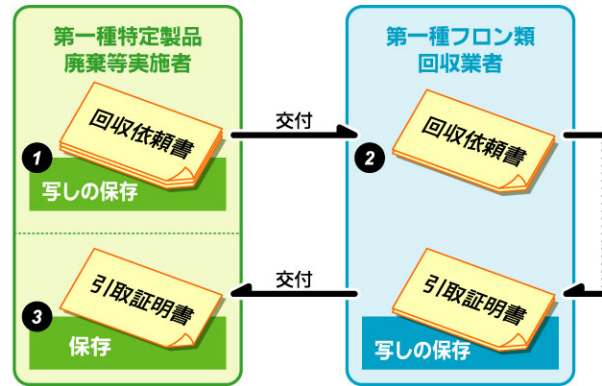


行程管理制度の概要

フロン回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合

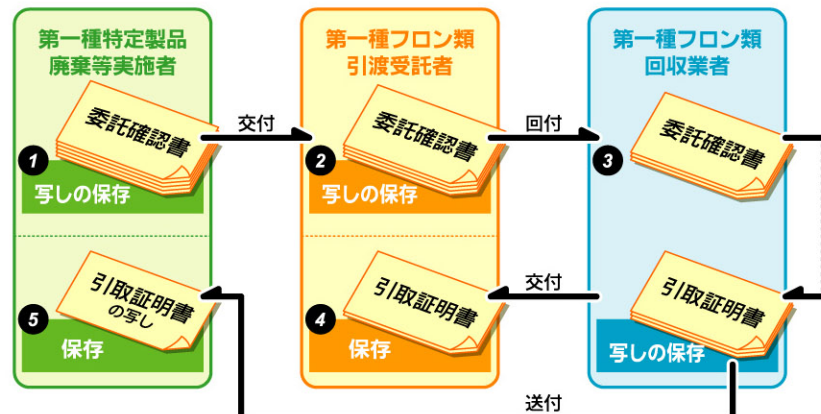


- 1 廃棄等実施者はフロン類をフロン類回収業者に引き渡すときは、書面（回収依頼書）を交付しなければなりません。また交付した書面の写しを3年間保存しなければなりません。
- 《回収依頼書の記載事項》
- ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - ・フロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - ・引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ・書面（回収依頼書）の交付年月日
 - ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）
- 交付手続き（回収依頼書）
- ・回収業者が2以上ある場合は、回収業者ごとに交付しなければなりません。等

- 2 フロン類回収業者はフロン類を引取ったときは依頼者である廃棄等実施者に対し、引取証明書の交付をしなければなりません。また引取証明書の写しを3年間保存しなければなりません。
- 《引取証明書の記載事項》
- ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - ・フロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
 - ・フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在（設置場所等）
 - ・第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ・引取証明書の交付年月日
 - ・引取りを終了した年月日
 - ・引取ったフロン類の種類ごとの量
- 交付手続き（引取証明書）
- ・引取後速やかに交付しなければなりません
 - ・記載事項に相違がないことを確認して交付しなければなりません

- 3 廃棄等実施者は、回収業者から交付された引取証明書を3年間保存しなければなりません。
- 引取証明書が回収業者から交付されないときなどには、都道府県知事にその旨を報告しなければなりません。（回収依頼書を交付してから30日を超えた場合）
報告の際は、交付した回収依頼書の写しを提出してください。

フロン類の引渡しを委託する場合

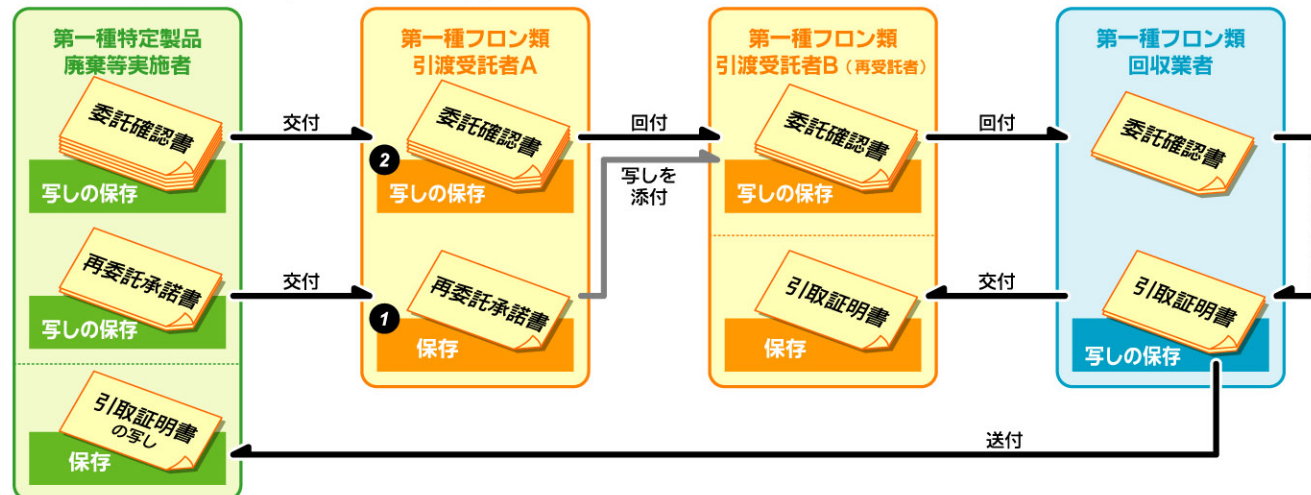


- 1 廃棄等実施者はフロン類引渡しの委託を受けた者に委託確認書を交付しなければなりません。また交付した委託確認書の写しを保存しなければなりません。
- 《委託確認書の記載事項》
- ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - ・フロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
 - ・引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - ・委託確認書の交付年月日
 - ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）
- 交付手続き（委託確認書）
- ・受託者が2以上ある場合は、受託者ごとに交付しなければなりません。等

- 2 引渡受託者は、フロン類を引渡すときに委託確認書に第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号と回付年月日を記載し、回付しなければなりません。
- 回付手続き（委託確認書）
- 記載事項に相違がないことを確認して交付しなければなりません。
- 3 フロン類回収業者はフロン類を引取ったときは依頼者である廃棄等実施者、回収委託を受けた引渡し受託者に対し、引取証明書の交付をしなければなりません。
- 《引取証明書の記載事項》
- ・廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所
 - ・フロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
 - ・フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在（設置場所等）
 - ・第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ・引取証明書の交付年月日
 - ・引取りを終了した年月日
 - ・引取ったフロン類の種類ごとの量
- 4 引渡受託者は、回収業者から交付された引取証明書を3年間保存しなければなりません。

- 5 廃棄等実施者は、回収業者から回付された引取証明書の写しを3年間保存しなければなりません。
- 引取証明書が回収業者から交付されないときなどには、都道府県知事にその旨を報告しなければなりません。（委託確認書を交付してから30日を超えた場合。ただし建物解体の時は90日）
報告の際は、委託確認書の写しを提出してください。

フロン類の引渡しを再委託する場合



- 1 引渡受託者は、フロン類の引渡しを他の者に再委託する場合、あらかじめ廃棄等実施者に承諾する旨の書面（再委託承諾書）の交付を受けなければなりません。また交付された書面（再委託承諾書）を3年間保存しなければなりません。
- 《再委託承諾書の記載事項》
- ・廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
 - ・委託した第一種特定製品の種類及び数
 - ・フロン類が充填されている第一種特定製品の所在（設置場所等）
 - ・受託者の氏名又は名称及び住所
 - ・承諾した年月日
 - ・再受託者の氏名又は名称及び住所
- 2 委託確認書を再受託者に回付する際の追記事項
- ・回付年月日
 - ・再受託者の氏名又は名称及び住所を記載し再受託者に回付しなければなりません。
- 回付手続き（再委託時の委託確認書）
- ・記載事項に相違がないことを確認して回付しなければなりません。
 - ・廃棄等実施者の再委託承諾書の写しを添付しなければなりません。

※業界団体では、記載が最小限で済むよう法令で定める事項を含んだ複写式の用紙の準備を進めています。